

## 令和5年度「不登校に関する研修会」(第3回) 講義記録

- 1 日 時 令和5年8月17日(木) 10時から16時
- 2 場 所 県立総合体育館
- 3 講 師 日本福祉大学 野尻 紀恵 教授
- 4 テーマ 子ども真ん中「ふくし」の視点からの不登校児童生徒への支援
- 5 内 容
  - (1) 「仕方ない」を「仕方ない」ままにしない
    - ア 日本福祉大学について
      - 大学を卒業し、SSWになった学生は延べ50人いる。小、中学生のころに行き渋りや不登校を経験している学生もいる。
      - 不登校の状態が将来ずっと続くものではない。
      - 支援されてきた者が支援者になることもある。
    - イ 教育と福祉の隙間
      - 教育や福祉がしっかりと受け止めないとその隙間に落ちてしまい支援が届かない。
    - ウ 教育と福祉
      - ・小川利夫「福祉なくして教育はなく、教育なくして福祉はない」
      - ・大橋謙策「教育と福祉は車の両輪」
      - ・マヌル・カント「人は教育によって人間になる」
        - 人間らしく生きるために教育が必要である。
      - ・福祉は「ふだんのくらしのしあわせ」であり、福祉とは毎日の生活の中にあるものである。
      - ・福祉は憲法25条「生存権」に加えて憲法13条「幸福追求権」なども含まれ、福祉は広がりをもっている。
    - エ 不登校と福祉
      - ・現代社会における不登校は複雑化し長期化する傾向がある。
      - ・一つの専門機関だけでは、受け止めるだけで終わってしまうことがある。
      - ・複数の機関(SSWや社会福祉協議会など)が関わり、共通世界を作ることで、様々な見方でアセスメントでき、救うことができる。
    - オ こども家庭庁の発足
      - ・行政の縦割りの弊害をなくし、子どもを中心として子どもにとって一番の利益を考え支援するために発足した。
      - ・内閣府と厚生労働省の部署が移管されるも、文部科学省は連携にとどまる。
  - (2) 人権・権利の視点から
    - ア 子どもの権利条約
      - ・子どもの権利条約の精神：3つのP

Protection…保護される権利

Provision…提供される権利

Participation…参加する権利

- ・子どもの権利条約：4つの柱（一般原則）

生命、生存および発達の権利

差別されない権利

子どもの最善の利益

子どもの思いと気持ちの尊重

- ・子どもたちは、自分にさまざまな権利があることを知らずに育っている。

### (3) 子どもを真ん中にした支援＝子どもにとっての幸せを最優先して考える

#### 演習1 「Aが不登校になった理由を考えよう」

- ・ケース会議を開いて情報を整理する際、ジェノグラムに家族それぞれの情報を箇条書きで書き出すとわかりやすい。
- ・ライフイベントを横軸で整理し、つまずきポイントを見つける。
- ・嫌なことは誰にでもあるが、普通に見えるがしんどい状況の子どもは、ささいなことでも休みやすいため、丁寧な聞き取りで本人との関係を大切にする。

#### 演習2 「Aにどのような働きかけができるか、大作戦を練ろう」

- ・学校にできることはたくさんある。
- ・リスクやできないことに目を向けても解決できない。
- ・本人の強み（できること、得意なこと）を活かし、本人の自信につなげる。
- ・親の支援に向かいがちだが、親はなかなか変えられない。親が変わるのを待っていたら子どもが大人になってしまう。
- ・子どもが変わると、親も乗ってきて変わることもある。

### ○横の連携で重層的な支援…保護者との連携、学校内教職員の連携、関係機関との連携、市民性との連携

- ・いろいろな人がいろいろな立場で見ていることがあるので、その力を借りる。
- ・世帯まるごと支援する。アセスメントを大切にするが、状況は変化するので、その都度アセスメントをし、支援体制をやり替える。

### ○子どもを取り巻く状況を歯車に見立てる（システム理論）

- ・不登校の子どもたちは、自身を取り巻く状況にがんじがらめになって動けない状態である。
- ・アセスメントでは、動かせるところを見つける。
- ・子どもを動かすことばかり考えるのではなく、アセスメントをして動かせるところから動かしてみると歯車が回りだし、子どもが動き出す。
- ・ヤングケアラーにはセルフネグレクトの人もおり、自分からSOSを出せないことがある。
- ・支援者がSSWに相談することも大切である。

### (4) まとめ

連携を幅広く行い、総合的な子ども理解のアセスメントを行う。

（記録：県立但馬やまびこの郷）